

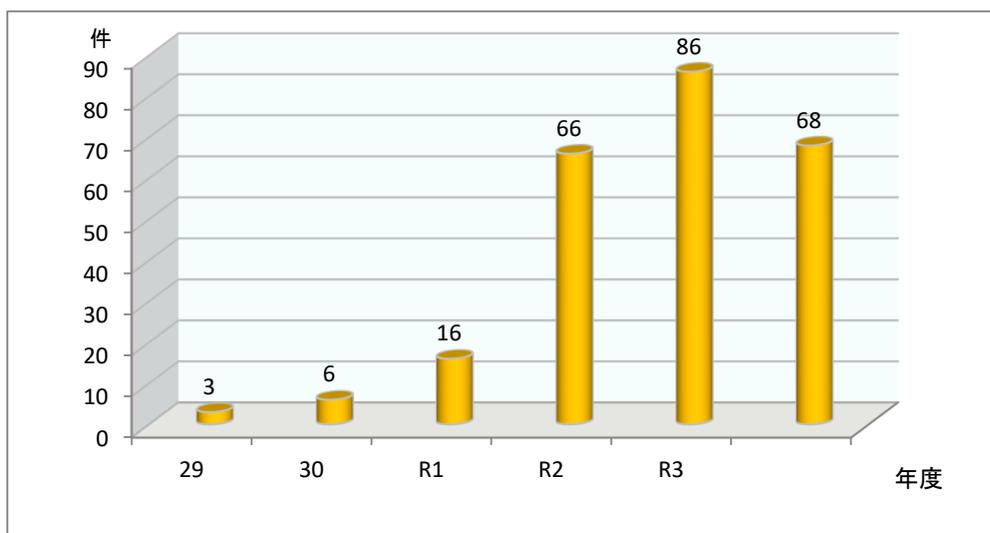
1 高度医療評価制度・先進医療診療実施数

解説

高度医療評価制度・先進医療診療とは、新しい治療法や検査法が研究・開発され、その効果が認められて保険適応になるまでの間、医療保険と併用で診療されています。これらは厚生労働省の指定であり、認定には十分な実績と計画を必要とします。

保険診療の枠内での医療だけではなく、高度な医療へ積極的に取り組み、高い技術を持つ医療スタッフと十分な設備が整っていること、すなわち保険診療の枠組みを超える、大学病院の先進的な診療能力を表す指標です。実施数のみならず、高度医療評価制度あるいは先進医療診療として認可された件数も重要です。

実績



自己点検評価

令和3年度はCOVID-19感染症拡大の影響もあり、令和2年度に比べ実施件数は減少となったが、高度な医療を提供するという大学病院の役割は果たしていると評価しています。

定義

対象年度1年間の、高度医療評価及び先進医療診療の実施数。
なお、一連のものについては一連の診療をもって1件とします。

算式

実数